

資 料

資料 1 増毛町国民保護協議会条例

(目的)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第 8 項の規定に基づき、増毛町国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員及び専門委員)

第 2 条 協議会の委員の定数は、20人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第 3 条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第 5 条 協議会に幹事を置くことができる。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、町長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第 6 条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料2 増毛町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、増毛町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部の事務を総括する。

2 国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、国民保護対策本部の事務を整理する。

3 国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、町の職員のうちから、町長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議（以下、この条において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他町の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第6条 この条例に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は本部長が定める。

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、増毛町緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料3 関係機関等の連絡先一覧

〔増毛町〕

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
増毛町役場	増毛町弁天町3丁目	0164-53-1111
町長自宅	増毛町弁天町3丁目	0164-53-3030
副町長自宅	増毛町南島中町2丁目	0164-53-1250
教育長自宅	増毛町暑寒町2丁目	0164-53-2325
増毛町消防署	増毛町弁天町3丁目	0164-53-2175
増毛町消防団 第1分団	増毛町弁天町5丁目	0164-53-3020
増毛町消防団 第2分団	増毛町別荘	0164-53-1422
増毛町消防団 第3分団	増毛町舎熊	0164-54-2537
増毛町消防団 第4分団	増毛町阿分	0164-54-2436
増毛町消防団 第5分団	増毛町雄冬	0164-55-3179
増毛町消防団 第6分団	増毛町岩老	0164-55-3240
増毛町消防団 第7分団	増毛町阿分	0164-54-2419
増毛町立市街診療所	増毛町島中町5丁目	0164-53-1811
町立老人ホーム明和園	増毛町見晴町	0164-53-1601
増毛町黒岩砕石場	増毛町暑寒沢	0164-53-1144
増毛町立あっぷる保育所	増毛町南島中町2丁目	0164-53-2879
増毛町教育委員会（文化センター）	増毛町南島中町2丁目	0164-53-2427
増毛幼稚園	増毛町南永寿町	0164-53-1022
増毛小学校	増毛町見晴町	0164-53-2174
別荘小学校	増毛町別荘	0164-53-1037
舎熊小学校	増毛町舎熊	0164-54-2121
阿分小学校	増毛町阿分	0164-54-2304
増毛中学校	増毛町南暑寒町4丁目	0164-53-1269
増毛第二中学校	増毛町舎熊	0164-54-2331
北海道増毛高等学校（事務室）	増毛町南暑寒町2丁目	0164-53-1325
増毛町上水道浄水場	増毛町暑寒沢	0164-53-1101
増毛ヘリポート事務所	増毛町別荘	0164-53-1717

資 料

〔北海道〕

名 称	所 在 地	電 話 番 号
留萌支庁	留萌市住之江町2丁目合同庁舎	0164-42-1511
教育庁留萌教育局	留萌市住之江町2丁目合同庁舎	0164-42-8398
留萌土木現業所	留萌市住之江町2丁目合同庁舎	0164-42-8341
留萌土木現業所事業課	留萌市東雲町1丁目56番地	0164-42-1849
留萌支庁留萌保健福祉事務所(留萌保健所)	留萌市住之江町2丁目合同庁舎	0164-42-8404
旭川方面留萌警察署	留萌市高砂町3丁目5番1号	0164-42-0110
旭川方面留萌警察署増毛駐在所	増毛町暑寒町1丁目6番地	0164-53-1036
旭川方面留萌警察署別荘駐在所	増毛町別荘41番地の17	0164-53-1224
旭川方面留萌警察署舎熊駐在所	増毛町舎熊342番地	0164-54-2100
留萌農業改良普及センター南留萌支所	留萌市住之江町2丁目合同庁舎	0164-42-8493
留萌家畜保健衛生所	天塩郡幌延町元町6番の1	01632-5-1226
留萌森づくりセンター	留萌市住之江町2丁目合同庁舎	0164-42-8380

〔自衛隊〕

名 称	所 在 地	電 話 番 号
陸上自衛隊第26普通科連隊	留萌市緑ヶ丘町1丁目	0164-42-2655

〔指定地方行政機関〕

名 称	所 在 地	電 話 番 号
留萌開発建設部	留萌市寿町1丁目	0164-42-2311
留萌開発事務所	留萌市堀川町2丁目	0164-42-0294
北海道農政事務所地域第11課	滝川市東町1丁目1番9号	0125-22-1511
留萌南部森林管理署	留萌市錦町4丁目	0164-42-2515
留萌海上保安部(警備・救難課)	留萌市大町3丁目	0164-42-9118
留萌測候所	留萌市大町2丁目 留萌地方合同庁舎	0164-42-0418

資 料

〔指定公共機関〕

名 称	所 在 地	電 話 番 号
増毛郵便局	増毛町永寿町3丁目	0164-53-1300
N T T 東日本ー北海道 旭川支店	旭川市10条10丁目	0166-20-5670
北海道電力株式会社 留萌営業所	留萌市末広町4丁目	0164-42-1390
日本赤十字社北海道支部 留萌支庁地区増毛町分区	増毛町弁天町3丁目 役場内	0164-53-1111
日本放送協会旭川放送局	旭川市6条通6丁目27番地	0166-24-7000
J R 留萌駅	留萌市船場町2丁目	0164-42-0749

〔指定地方公共機関〕

名 称	所 在 地	電 話 番 号
北海道放送株式会社 旭川放送局	旭川市宮下通8丁目	0166-23-6610
札幌テレビ放送株式会社 旭川放送局	旭川市東旭川北2条6丁目	0166-36-1010
北海道テレビ放送株式会社 旭川支社	旭川市2条通8丁目	0166-25-4151
北海道文化放送株式会社 旭川支社	旭川市4条通10丁目	0166-26-2010
旭川ガス株式会社	旭川市4条通16丁目	0166-25-3504
社団法人留萌医師会	留萌市錦町1丁目	0164-43-2020
旭川地区トラック協会	旭川市流通団地2条4丁目	0166-48-7244
羽幌沿海フェリー株式会社	苫前郡羽幌町港町1丁目	0164-62-1774

〔その他の公共的団体〕

名 称	所 在 地	電 話 番 号
増毛町危険物安全協会	増毛町消防署予防係	0164-53-2175
南るもい農業協同組合増毛支所	増毛町永寿町3丁目47番地	0164-53-2027
増毛漁業協同組合	増毛町港町46番地2	0164-53-1555
増毛町商工会	増毛町稲葉町1丁目	0164-53-2319
留萌南部森林組合	留萌市高砂町2丁目5番25号	0164-42-6100

資 料

〔近隣市町村〕

名 称	所 在 地	電 話 番 号
留萌市	留萌市幸町1丁目	0164-42-1801
小平町	留萌郡小平町字小平町216番地	0164-56-2111
苫前町	苫前郡苫前町字旭37番の1	0164-64-2211
羽幌町	苫前郡羽幌町南町1番地の1	0164-62-1211
初山別村	苫前郡初山別村字初山別96番地1	01646-7-2211
遠別町	天塩郡遠別町字本町3丁目37番地	01632-7-2111
天塩町	天塩郡天塩町新栄通り8丁目	01632-2-1001
幌延町	天塩郡幌延町宮園町1番地1	01632-5-1111

資料4 安否情報関係様式

※「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」より引用

様式第1号

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（年 月 日 時 分）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所（郵便番号を含む。）	
⑥国籍	日 本 その他（ ）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧負傷（疾病）の該当	負 傷 非 該 当
⑨負傷又は疾病の状況	
⑩現在の居所	
⑪連絡先その他必要情報	
⑫親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（年 月 日 時 分）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所（郵便番号を含む。）	
⑥国籍	日本 その他（ ）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧死亡の日時、場所及び状況	
⑨遺体が安置されている場所	
⑩連絡先その他必要情報	
⑪①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5）⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。